

## 背景

- 産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和2年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
- 今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

## 主な改定内容

		最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定
1	事業の目的	
2	実施主体	<b>都道府県の広域支援の役割を追記</b>
3	対象者	
4	対象時期	<b>ユニバーサルサービスであることの明確化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更</li> <li>○ 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等</li> </ul>
5	実施担当者	
6	事業の種類	
7	実施の方法	
(1)	管理者	
(2)	短期入所（ショートステイ）型	<b>ケアの内容について記載を追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載</li> <li>○ アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等</li> </ul>
(3)	通所（デイサービス）型	
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型	
(5)	ケアの内容	
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料	
8	安全に関する留意事項	<b>安全に関する内容について記載を追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、重大事案等発生時の対応）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載</li> </ul>
9	留意すべき点	
10	実施者に対する研修	
11	事業の周知方法	
12	事業の評価	

最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定

### 都道府県の広域支援の役割を追記

### ユニバーサルサービスであることの明確化

- 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更
- 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等

新たに見直しをはかった改定

### ケアの内容について記載を追加

- これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載
- アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等

### 安全に関する内容について記載を追加

- 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、重大事案等発生時の対応）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載